

第2章 特掲診療料 第3部 検査 第4節 診断穿刺・検体採取料

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和6年3月5日 保医発0305第4号）

告示	通知
<p>通則</p> <p>1 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。</p> <p>2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。</p>	<p>1～3 （※略）</p> <p>4 「D409」リンパ節等穿刺又は針生検から「D413」前立腺針生検法までに掲げるものをCT透視下に行った場合は、「E200」コンピューター断層撮影（CT撮影）の所定点数を別途算定する。ただし、第2章第4部第3節コンピューター断層撮影診断料の「通則2」に規定する場合にあっては、「通則2」に掲げる点数を算定する。</p>